

一般社団法人日本衛生検査所協会 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本衛生検査所協会組織運営規則第3条、第4条及び第5条の規定に基づいて設置する委員会の組織運営について必要な事項を定める。

(委員の定数等)

第2条 常設委員会の委員の定数は、次表のとおりとする。

委員会の名称	委員の定数
総務労務委員会	10人以内
全国運営管理委員会	30人以内
学術委員会	10人以内
広報委員会	8人以内

- 2 専門委員会及び特別機関については、設置時等に必要とする委員数を定めるものとし、定数は設けない。
- 3 常設委員会の委員は、支部が推薦し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、任期の途中で交代する、又は欠員が生じた場合は、推薦した当該支部が新たに推薦し、当該委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 常設委員会の委員長は、支部が推薦する委員の他に、別途、委員又は委員会顧問を推薦することができる。
- 5 専門委員会及び特別機関の委員は、本部事務局が推薦し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、任期の途中で交代する、又は欠員が生じた場合は、本部事務局が新たに推薦し、当該委員会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長の選任)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人から2人を置く。

- 2 委員長は、会長及び副会長が、経験及び適性等を考慮して候補者を推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員の互選により選出し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、会長の要請があったとき又は委員長が必要と認めるとき、委員長が招集する。

(委員会の議事)

第6条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、各委員会が定める。

(本規程の改廃)

第8条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附 則

この規定は、昭和63年 4月 1日から実施する。

この改定は、平成 元年 4月 1日から実施する。

この改定は、平成 2年 4月 1日から実施する。

この改定は、平成 5年 4月 1日から実施する。

この改定は、平成 9年 5月25日から実施する。

この改定は、平成12年 4月 1日から実施する。

この改定は、平成14年 4月 1日から実施する。

この改定は、平成16年 4月 1日から実施する。

この改定は、平成18年 4月 1日から実施する。

この改定は、平成25年 4月 1日から実施する。

この改定は、平成28年 4月 1日から実施する。

この改定は、平成29年 5月19日から実施する。

この改定は、平成30年 5月25日から実施する。

この改定は、令和 4年 6月 1日から実施する。